

# 武家故実の地方展開に関する一考察（2）

— 大友武家故実の形成と展開 —

武田信也

## はじめに

武家故実を理解する上で、留意すべき研究視点が二つある。一つは故実自体の内容についての研究視点である。武家故実に則つてどのように行事が行われるのか、文献を元に解明・再現する手法である。最近この分野では、二木謙一氏によつて全般的な武家故実と、それに依拠して行われる年中行事について故実書を基に解説が試みられている<sup>[1]</sup>が、そのような手引きを得ても読解に感覚が要求される分野である。

もう一つの研究視点は、各地域権力毎に武家故実の伝来過程や、年中行事の形成と展開を追うものである。これについて前者は大内氏、島津氏、後者は徳川氏、上杉氏、色部氏、毛利氏などにその研究成果<sup>[2]</sup>を見る事ができる。

現在（平成十三年）、大分市の大友館跡周辺では発掘作業が行われ、戦国時代の府内の様子が明らかになりつつある。<sup>[3]</sup>大友氏における武家故実の問題は、考古学の側からは、京都系土師器導入の問題を考える上で取り上げられてきた。

一方文献側の研究では、『大分県史』中世篇IIIや加藤秀幸氏の正月儀礼研究で大友氏の年中行事が取り上げられた。<sup>[4]</sup>また、芥川竜男氏による大友氏と鷹飼、鷹献上に関する研究<sup>[5]</sup>、あるいは安田晃子氏による蹴鞠の研究<sup>[6]</sup>、鹿毛敏夫氏の祇園会研究<sup>[8]</sup>など個別分野においては大友氏と年中行事、武家故実の問題について一定の成果が積み重ねられてきた。ただ、トータルとして大

友氏と武家故実の問題を考えるために、個別的に掘り下げるべき分野がまだあるようと考える。その一つが武芸行事である。豊後における武家故実の伝来と展開を考える中で、前稿においては伝授者の京都小笠原氏、その中でも豊後大友氏に関係の深い小笠原刑部少輔家の動向を追った。そして小笠原刑部少輔家の豊後下向には、政治的動向が密接にかかわっていると結論付けた。<sup>(9)</sup>

今回は、伝授者京都小笠原氏（刑部少輔家）を問題にした前稿を受ける形で、豊後における大友武家故実の形成と展開の問題を考えていく。具体的には、故実の被伝授者である大友氏や豊後諸氏への京都小笠原氏による故実伝授経緯、その後の大友氏による行事（主に武芸行事）の形成と展開について見ていく。

### 一 小笠原氏の豊後下向と大友氏の対応

中央において、足利義植・義澄が将軍職を巡って抗争を繰り返した、文亀から永正年間にかけて大友家の当主であった大友義長は「大友義長条々事書」を作成した。これは家訓的要素が強いために、嫡子の親安（後の義鑑）に宛てたものともいわれる。その中に一項を設けて武芸に対する考え方述べている部分がある。<sup>(10)</sup>

追而申、

〔中略〕

大内高弘・小笠原光清、不慮ニ在國之外聞實候間、別而可為丁寧之事

朔日・十五日対面之事、若近鄉之者出仕無沙汰候者、可被注校「交」名之事

諸芸ハ、得たる事ニ数寄、不叶を捨る事、是不可然之事

弓馬之道ハ不及申、文学・歌道・蹴鞠以下を閑、狩鷹野を專とする事、甚以其益なき事也、以狩被知名事、是可稀事歟、

但狩之趣、鷹之捨、何も可有相傳事者肝要にて候

〔後略〕

永正十二年十二月廿三日

義長(花押)

「大友義長条々事書」ではまず「諸芸ハ、得たる事ニ数寄、不叶を捨る事、是不可然之事」という条において、芸事は偏る事なく平均に嗜むべきとの考え方を示している。次条でその嗜むべき「諸芸」としては、弓馬之道(騎射等の武芸)、文学、歌道、蹴鞠、鷹狩等を挙げているが、それら「諸芸」を差し置いて「狩鷹野を専とする事、甚以其益なき事也」という部分からも分かるように、当時の風潮が鷹狩に重きを置いていたことが読みとれる。「但狩之趣、鷹之捨、何も可有相傳事者肝要にて候」とあるように鷹狩に関しては、大友氏も相伝故実を独自に持っていたようだ。しかし大友義長は、伝統的に保持している鷹狩故実の重要性は認識しつつも、それのみに専一化していく事を憂慮しているのである。

大友義長は実際に武芸等の豊後への移入を積極的に進めたが、前稿で取り上げた京都小笠原氏の内、小笠原刑部少輔元宗が永正年間(永正四年、七年)に豊後へ下向したことが武家故実導入の契機となつた。この事は天正二十(一五九二)年の「大友吉統弓馬日記卷物譲状」<sup>(ii)</sup>に

當流弓馬之道、執心之日記卷物、從小笠原元宗當家代々傳受之趣、令相統訖、息一人之外不可有相傳、可被信此旨者也、  
仍如件、

義述

天正廿年二月十一日

吉統(花押)

とあり、小笠原元宗から伝授を受けた武家(弓馬)故実を大友家当主が代々相伝して來たという事からも確認することができる。「大友義長条々事書」では「大内高弘・小笠原光清、不慮ニ在國之外聞實候間、別而可為丁寧之事」と亡命者の待遇について述べられているが、豊後に於いて本格的に武家故実の導入が行われ始めたのは、小笠原元宗の嫡子光清が下向し、恒常的に在國するようになってからと言える。

大友氏の書札礼(発給文書の書式・雛形)をまとめた「万難條々(当家筆法之抄条々)」<sup>(12)</sup>には小笠原氏など下向者の待遇について

小笠原殿などの御とおり〔逗留〕の衆へ領地被遣候事、爲馬銅所、何庄之内百貫分<sup>任坪付</sup>事、預進之候、可有御知行候、恐々也。<sup>(13)</sup>

とあり、小笠原氏など下向者に對しての領地宛行に関する書札礼がある。天正七(一五七九)年大友義統から田原常陸入道(宗龜)に宛てた書状<sup>(14)</sup>では、

□見村〔侯見力〕之事、至小笠原玄信、号馬銅所、累年預進候之處、今度預舊領安岐・国東両郷之儀、宗龜江令還附候上者、雖不及免角候、如御存知別地無格護候<sup>之</sup>條、右代<sup>代</sup>地以分別可申出問、無相違玄信可申談由申候處、被得其意候段、以口詫承候、執着不斜候(後略)

とあって、国原宗亀々安岐郷國東郷の田原家旧所領を返還するにあたり、安岐・国東両郷内（安岐郷・侯見村と比定）に設定されたいた小笠原氏の知行地（馬飼所）も返還対象となつたため、代替地の話し合いが小笠原玄信と持たれ、決着したことが分かる。ここでも小笠原氏知行地を「馬飼所」と呼称しており、「万難條々」の領地宛行に関する記述を裏付けることができる。小笠原氏の知行地に関する史料は、今のところ国東半島の例があるのみだが、下向後的小笠原刑部少輔家に対しても大友氏は「号馬飼所、累年預進候之處」とあるように長年に渡つて経済的基盤を保証してきた事が分かることである。この傾向は、同じように京都から小笠原一族の兵部少輔家を下向者として迎えた関東後北条氏にも史料上見ることができる。<sup>[14]</sup>

## 二 豊後における故実の伝播過程

### (一) 大友家への伝授

武家故実伝授は、まず起請文を書くことから始まる。

#### 譲白 起請文事

右、當流弓矢之御弟子罷成候上者、給置候ハんする御日記以下、家を相続候へき子一人之外、細々御口傳御免許候ハて、かりそめも口外仕事あるへからす候、惣して親子之儀たるへく候間、いさゝか疎懶怠之儀あるましく候、若此条々偽申候者、日本國中！「以下欠け」

此文言者、小笠原元宗在國之時、被書候本也、

この起請文は柳川「大友家文書」に伝わる案書<sup>[15]</sup>である。小笠原流弓矢の弟子となるに当たっては、伝授される弓馬故実書（御日記）を一子相伝とし、免許されない口伝について口外することを禁止している。最後の部分が欠けているが、通常以下の

部分には崇敬する神名（八幡大菩薩等）を書き、起請を破った際には神罰を受ける事を誓約する。<sup>[16]</sup>

前掲の「大友吉統弓馬日記卷物議状」に「從小笠原元宗當家〔大友家〕代々傳受之趣」と見えることからも分かるように、起請文案文は永正四（一五〇七）年小笠原元宗が豊後に下向し、大友親治・義長が伝授を受けた際のものと考えられる。このとき行われた犬追物は、騎馬の射手が二重の輪の中から犬を追いかけ弓矢で射る武芸で、「犬追物聞書秘抄」に「しろみかきの犬追物『白磨・正式な犬追物』ハ、十二騎本儀也」とあるように射手十二騎を基本としていた。伝授される故実には、射手や検見など行事の役から、鞭、轡〔引〕目（犬追物用の矢）等の道具まであらゆるものに及び、それぞれについて小笠原氏からの免許が必要であった。

記録上初めて現れる永正四年四月十七日に行われた犬追物では、射手に備前殿（大友親治）、五郎殿（大友義長）の名が見える。<sup>[17]</sup> 犬追物に加えて、永正四年四月十日には笠懸等の的の寸法について説明した故実書「方量物」<sup>[18]</sup>を大友家は伝授され、同年四月十三日には笠懸の馬場の寸法、設営の仕方、過去の笠懸記録を収めた故実書「笠懸日記」<sup>[19]</sup>を元宗より伝授されている。永正五（一五〇八）年には大友義長自身が検見を務め犬追物を行つており、<sup>[20]</sup> 大友義長の段階で大友家は犬追物、笠懸の故実を免許され、豊後国内においてそれら武芸行事の開催（張行）を可能にしたと言える。

一方、元宗の嫡子である小笠原光清は、永正五年八月に「矢口開之事」<sup>[21]</sup>という故実書を大友家に伝授している。「矢口開之事」は武家の男子の儀礼で、狩で初めて獲物を仕留めた際行う儀礼が解説してある。この永正五年段階で光清が豊後に下向滞在したかは今のところ疑問であり、一時的下向の可能性が強い。もし長期に渡つて下向滞在していれば、永正七（一五一〇）年三月の犬追物行事に、父の小笠原元宗と共に参加しているはずである。実際は永正七年三月の記録に小笠原光清の名前はない。光清は永正八（一五一一）年三月に「検見之事」<sup>[22]</sup>を口伝で伝授している。光清の本格的な豊後下向時期は、早ければ永正八年三月、遅くとも小笠原刑部少輔家が与した足利義澄派が、大内氏の支援する足利義稙派に敗北し、畿内での基盤を失つた永正八年八月の船岡山合戦以後と考えられる。

「豊後下向後大友家に伝授された故実書及び『射礼私記』、『方量物事』、『矢答并符詞・挟物事』、『犬追物日記』、『隨兵日記』<sup>(2)</sup>、『秘聞書条々』<sup>(3)</sup>」がある。

「射礼私記」は弓全般の解説書。「方量物事」は馬場の広さ等の寸法解説書である。「矢答并符詞・挟物事」は矢開き(男子最初の狩り)に関する作法と武芸行事の際使う的の種類について解説したもので、「隨兵日記」は軍陣の際の作法を説く。「秘聞書条々」は出陣・帰陣祝の酒食作法である。この内「射礼私記」、「犬追物日記」、「隨兵日記」などは『群書類從』の収録本とほぼ同じ内容であり、これらについては半ば写本の形で故実がもたらされたようだ。

#### （⇒）大友庶子家への伝授経路

前段で挙げた大友家に伝来する武家故実書には、大友家が直接伝授されたものと、大友庶子家である得永・帶刀家に伝授されたものの二系統がある。

豊後に下向した小笠原光清が、直接大友の関係者へ伝授を行う様子が永正十三(一五一六)年の「手綱秘書」<sup>(4)</sup>から分かる。

如此雖註置、鞭、手綱、可有口傳者也、雖有法下之檄文、渡淮頂鞭、手内鞭、七尺鞭、於千金莫傳手綱等者、弟子一人之外、不可相傳、最上之秘事也、

永正十三年正月廿三日

光清(花押)

得永加賀守殿

永正十三年正月に得永加賀守は光清から馬の手綱に関する秘伝を伝授されたことが分かる。永正十七(一五二〇)年には「犬追物聞書秘抄」<sup>(5)</sup>を得永藤右衛門尉が、同年「首実檢之仕様条々書」<sup>(6)</sup>を得永加賀守が光清から伝授されている。大永元(一五二一)

年に「犬追物口伝日記」<sup>(34)</sup>、同二(一五二二)年には「矢廻矢口伝書」<sup>(35)</sup>を得永加賀守が伝授を受け、多くの故実書を得永家は所有することになった。

得永加賀守は永正五年二月に行われた犬追物に射手として参加している。また得永藤右衛門尉は上毛下毛両郡給人中に名前が見える。<sup>(36)</sup>

その他、奥書のある故実書の中には、例えば「犬追物口伝日記」<sup>(37)</sup>に

此口傳日記者、為當家之秘説、對其人所面授口訣也、雖非可注置、所傳之証據大概記之、次第之相傳不可勝計、爭盡紙墨哉、先人日非其器者輒莫授之、只深秘之、不令作道之、聊爾而已

享禄三年三月廿九日、 小笠原八郎

光清(花押)

帶刀三郎左衛門尉殿

とあって、得永家の他に帶刀三郎左衛門尉への故実伝授も行われている。

得永家や帶刀家に故実が伝來した経緯について奥書から見てみると、「犬追物之事聞書」<sup>(38)</sup> 奥書には

大永三年卯月九日。光清。得永加賀守殿。親盛花押、右此さうしハ、御登の時さかのせき「佐賀関」ニおるて上意をうけ、かきうつしおく物なり。御はん「判」のものにて候。ひすへし。御供仕て候人数にハ、多分被下候キ。(中略)大永三年卯月十日。

とあって、佐賀関より上洛の際、得永加賀守等隨行者に對して小笠原光清より与えられたものであることが分かる。大友家に伝来する故実のうち、大永三年卯月九日の日付をもつものは「隨兵日記」、「秘聞書条々」の二つである。いずれも小笠原光清の自筆にかかり、宛所はない。「さかのせき〔佐賀関〕ニおるて上意をうけ、かきうつしおく物なり」とあるように、上洛に際して写本を作ったのであろう。

小笠原氏が隨行者に對し故実を伝授する例は、次掲「矢廻矢口伝書」奥書に詳しい。

于時大永二年六月八日。彼主。親盛花押。法名宗加入道。近年號帶刀。得永加賀守給り候。右此矢まわりのくてん「口伝」ハ、ふん後國、北うちらへ「浦辺」、ひちのじやう「日出莊」、大神方へ、小笠原光清様御座候時、親盛御とも「供」申しつて、御本にてうつし被下候也。（中略）又此矢まわりのくてん書ハ、御日記斗をこそ、をのく「各々」へハ、被給候へ供、一段之上意として、彼御くてん書おは、くたされ候。いつ方へハ、不被遣候。親盛において、くわふんめんほく「過分面目」の至候。人ニよりて、被給候方もあるへく候へとも、我等ことし「如し」の者ニハ、かたしけなきと存斗候。しそん「子孫」ニおるても、あひかまへてく、れうしにそんすへからす候ものなり。為以後日、かき付おき候也。又此本を、石合右京進方、田北かけゆのせう「勘解由尉」殿、山下彌三郎殿、しきりにうけ給り候間、うつさせ申候。以後、可被申合候者也。（後略）

奥書によれば、後に帶刀を称する親盛という人物が、小笠原光清が日出莊大神氏の在所に逗留していた際、隨行者として同伴し、写本の形で故実書を伝授されたという。

松野文書「出陣之事聞書」に含まれる「陣酒次第書」<sup>(29)</sup>奥書により、永正十六年六月三十日、親盛(姓欠け)から得永加賀守に對して伝授が行われていることから、得永加賀守と親盛という人物は同一ではないことが推察される。或いは親盛(先代)から

次代加賀守へ伝授されたとも考えられる。永正年間に得永姓を名乗る人物としては得永五郎太郎<sup>(40)</sup>、得永藤右衛門尉、得永宮内少輔がいるが、これら三人の実名は不明である。また、実名が分かる人物として得永長述がいるが、こちらは官途名が不明である。<sup>(41)</sup> 加判衆を務めた得永親宣は伊賀守を受領名とする。

前稿の段階では、親盛を帶刀親盛と想定していたが、当時の時点で帶刀姓を名乗っていたかも不明で、推論するよりも現段階では親盛の人物比定を保留するしかない。

現段階で分かることは、随行者親盛に対し小笠原光清が「御日記」を伝授したのに加えて、「口伝書」をも伝授したこと。そして口伝書の伝授は「我等ことし「如し」の者ニハ、かたしけなきと存斗候」とあるように、親盛からすれば名誉の扱いであるということである。得永・帶刀家の故実書は、被伝授者の得永加賀守等のルートから大友氏に渡り、「大友家文書」内の武家故実書として残ったと見られる。

口伝書の伝授がいかに貴重であったかを知るには、親盛、あるいは得永加賀守に対して石合右京進、田北かけゆのせう「勘解由尉」など豊後国内の諸氏が筆写を求めたという事を挙げれば十分であろう。

### (三) 豊後諸氏への伝授

永正四年に初めて行われた犬追物行事には、大友親治・義長のみならず豊後国内の諸氏も参加していた。その中には加判衆とよばれる側も含まれていた。

多数の武家故実書が収録されている『群書類從』には、塙氏が作製した未完の「武家之書提要正統類從」という解題<sup>(42)</sup>がある。その中に武家故実書の「犬追物次第」について触れた部分がある。

此書、犬追物口傳目記とありて、犬追物の圖あり、始に、いつれも外の矢也とありて、始終犬追物之圖あり、奥書に、此

口傳日記は、為當家之秘説、對其人所面授口訣也、雖非可注置、所傳之証據大概記之、次第相傳不可勝計、爭盡紙墨哉、先人罪其□者輒道授之、只深秘之、不令作造之、聊爾而天文八年三月廿二日、刑部少輔光清花押、田北兵部少輔殿とあり、右當家は、世家末祥〔詳力〕、

塙氏が参考にした武家故実書の中に「犬追物口傳日記」と表題のついたものがあり、天文八(一五三九)年に小笠原刑部少輔光清が田北兵部少輔に対して伝授した本であることが記されている。田北兵部少輔については、天文七(一五三八)年の「大友氏家臣等連署願文」<sup>(44)</sup>に田北兵部少輔鑑員という人物が確認できる。

この故実書は『増補訂正編年大友史料』三十に収録されている「犬追物口傳日記」と奥書がほぼ同じであり、犬追物に関する小笠原家故実について、伝授した証拠として記述した本である。本来ならば田北家に伝来するものだが、後に流出したようである。

田北家文書について調査された芥川龍男氏・福川一徳氏によれば、永正四年から永正七年までの犬追物手組日記が四点伝来している。

備前殿〔親治〕	戸次五郎九郎
太〔大〕	神藤四郎
豊饒孫次郎	山下五郎兵衛
小原四郎左衛門	小田原十郎
小田原藤次郎	木上大炊助〔長秀〕
五郎殿〔義長〕	陶左近大夫

小原四郎左衛門	田北勘解由左衛門
豊饒孫次郎	白杵太郎
小原神五良	得永加賀守
白杵民部少輔	田北彌十郎
山下治部少輔	

検見

呼次

小笠原刑部少輔殿 白杵次郎左衛門

永正四年卯月十七日

五郎殿

戸次五郎九郎

〔呼次脱〕

五郎殿

大神左衛門大夫

小原四郎左衛門

木上大炊助

板「坂」折五郎左衛門 田口掃部助

小田原五郎三郎

山下中務少輔

田吹与次郎

田北勘解由左衛門

朽網兵庫介「親満」

白杵治部少輔

檢見

〔呼次脱〕

小笠原刑部少輔殿

富木「来」彦三郎

小笠原刑部少輔殿

富来彦三郎

檢見

〔呼次脱〕

本荘伊賀守

大神藤四郎

津久見左馬介

本荘八郎

小田原五郎兵衛

小佐井次郎三郎

志賀宮内少輔

木上八郎

小田原左京亮

寒田又六

板「坂」折上総守

得永五郎太郎

檢見

〔呼次脱〕

永正七年三月廿七日

永正七庚午三月廿七日

犬追物に参加した射手、検見等の氏名を記録したものが犬追物手組日記と呼ばれるものである。田北家は永正四年四月の犬追物には参加していないが、大友義長が張行した永正五年の際には、田北勘解由左衛門、彌十郎が謝手として参加した。芥

川氏・福川氏による調査では、田北家文書目録の中に「小笠原流免許状」が見られるので、小笠原元宗がら故実伝授を受けたものと考えられる。

田北家以外にも「手組日記」には、大神左衛門大夫(親照)、本荘伊賀守(右述)など加判衆クラスの名前が見える。また、その他諸氏にも故実伝授は行われた。小笠原光清から中村新兵衛尉に対しても、

依連々大望、拾同隈柳大射鞭赦申候、可被得其意候、恐々謹言、

正月十八日

光清(花押)

中村新兵衛尉殿

と、隈柳の鞭の使用を免許している。<sup>(46)</sup>

### 三 武芸行事の展開とその特質

「當家年中作法日記」は、「文禄四年十月吉日」の奥書を持ち、大友吉統が豊後除国以後、大友氏の年中行事について記述したものである。<sup>(47)</sup>厳密には、祖父大友義鑑や父宗麟時代の行事記録があることから、吉統が当主であった大友末期の天正頃に行われていた行事を中心に義鑑・宗麟時代の年中行事を加えて作成されたものと考えられる。

一月十一日、早朝吉書也、(中略)到明寺殿「義鑑」代半迄ハ、吉書過、能の前、弓初在之、此役ハ、或筋目、或弓の達者器用の衆ニ申付候、出立規式等、如例式、射手器用に候ても、無筋目衆にハ不申付候、到明寺殿「義鑑」代末、弓箭ニより断給候也、國家之政、不過之候處、斷給以之外之由、古老之衆申候、

(中略)

一月二十日、犬追物、檢見ハ小笠原殿、又此方も仕、又者、年より衆、國之衆、近邊無餘儀達者の方へ申付候、喚次ハ、若き衆、馬達者のかたへ申付候、さいへいありハ、十二三の若き衆、器量、又ハ聲をえらひ候て、申付候、衣裳等一段念を入申候、句<sup>(フツ)</sup>ひきハ、近年、葛西長門守、浦上左京亮勤申、犬かけ衆ハ、若き衆、貴賤をいハす仕候、射手裝束、かひそひ、矢とり、犬かけ、犬はなしに至る迄、支度已下、不及書注、相定儀也、犬をはかはらの者はなし申候、犬は一府又者諸郷庄ヨリ出申候、(中略)宗麟代はしめ、一両度候て、断給候、國家政、不過之候事、太不可然候、但當時之世問、又弓箭無静謐之内、如此之類、取沙汰、無益之儀也、(後略)

(中略)

七夕往古ハ七種の遊有、朝ハ犬追物、歌、連歌、能、的、まり、立花是也、近代怠轉申候、

(中略)

右當家年中之規式近代之作法為後代書注訖

文禄四年乙未十月吉日

宗嚴〔大友吉統〕花押

「當家年中作法日記」から武芸行事を抜き出してみた。

大友義鑑の代、一月十一日には弓初が行われた。これは吉書の後行われるもので、「此役ハ、或筋目、或弓の達者器用の衆ニ申付候、(中略)射手器用に候ても、無筋目衆にハ不申付候」とあり、実際の技能よりも筋目家柄が重視された。また「出立規式等、如例式」とあるように故実に則つたものであった。

一月二十日には犬追物が行われた。小笠原氏から伝わった故実書「犬追物聞書秘抄」によれば「犬馬場のひろさの事、外の

馬場ハ、四方三十三杖也、其外はくうちしたい「空地次第カ」たるへし」とある。四方三十三杖とは弓杖(弓)一張の長さ、七尺五寸・二、七メートル<sup>(48)</sup>を単位として三十三杖四方(約九十メートル四方)<sup>(49)</sup>の広さという意味である。「平林文書」には、

大馬場築地及大破候、各申合、馳走肝要候、同者急度可申付候、恐々謹言、

十一月十六日

義鑑(花押影)

毛井村各中

とあって、義鑑が大馬場の修理を毛井村給人等に対しても命じた書状が残る。それが「四方三十三杖」の馬場に匹敵する広さかどうか不明だが、この書状から大友氏が「大馬場」という馬場を持っていて、武芸行事を張り行可能な空間を確保していた事が分かる。

一月二十日の大迫物では、検見を小笠原氏、または大友氏当主などがつとめ、的始等に比べて「喚次ハ、若き衆、馬達者のかたへ申付候」、「さいへいふり〔采幣振〕ハ、十二三の若き衆、器量、又ハ聲をえらひ候て、申付候、衣裳等一段念を入申候」と記述が詳細である。また「射手装束、かひそひ〔介添〕、矢とり、犬かけ、犬はなし〔放〕に至る迄、支度已下、不及書注、相定儀也」と射手以下の諸役なども定められている。

七月七日には「往古」、大友義長・義鑑の代頃ということだろうが、的など七種の遊びが行われた。しかし大友義統の代までには廃絶している。

故実伝授という面では、小笠原氏によつて大迫物・笠懸等の射手作法、馬場の基本的寸法などが伝わった。内容的には射手・検見の作法に関するものが多く、「當年中作法日記」に「支度已下、不及書注、相定儀也」とあるのとは逆に、設営その他の準備に関する情報・ノウハウは故実として伝来しなかつた。行事の設営準備の役割を大友氏の武芸行事では誰がどのように

担つたのか。

武芸行事が記録上最も盛んであつた大友義鑑の代に犬追物準備に関する史料がある。<sup>(50)</sup>

明後日廿五於追物可張行候、當村犬悉懸させ、各為奉行廿五日未明出府肝要候、夜の内ニ被着府候て者、其日之犬張行成かたく「難く」候、聊不可有油断候、恐々謹言、

十二月二十三日

義鑑(花押影)

竹中兵部丞殿

平林新四郎殿

竹中宮内丞殿

竹中家も平林家も毛井村に所領を持つ家である。鹿毛敏夫氏の研究によると<sup>(51)</sup>、竹中家は大野川流域の河川交通を掌握した領主という位置付けをされている。義鑑は犬追物の二日前に、交通の要衝である毛井村に所領を持つ竹中兵部丞以下三人を犬追物準備の奉行に任じ、当日の早朝までに毛井村中の犬を「懸させ」（縄で括つて）府内まで出仕するよう命じている。

大友氏においては、寺社関係、儀式行事準備などについて奉行の存在があった。小笠原氏の故実には、武芸行事準備（設営などの裏方）に関するものではなく、大友氏は行事を行ふに当たつて、独自の準備経路を確保しなくてはならなかつた。一回の大迫物で必要な頭数は百五十匹となつてゐるので、毛井村一村で考へると大変な負担であるが、史料検出例が毛井村のみと理解すれば、毛井村以外からも犬を集めたとも考えられる。また「夜の内ニ被着府候て者、其日之犬張行成かたく候」とあるように、夜（前日）ではなく当日早朝に到着しなければならないなど、準備次第では当日の行事遂行に支障を來す恐れもあつたことが読み取れる。

義鑑の代には犬追物等の武芸行事が頻繁に張行されている。大永四(一五二四)年には大友氏の家臣等が犬追物をおこなつてゐる。<sup>(52)</sup>また天文七(一五三九)年には

敬白、至御分國中 諸鎮守奉願願、千疋之御犬追物張行事、

右意趣者、大内家御當方倍以御無二之儀、筑前國御分領之事、如前々爲可被屬御案中、陶阿波守・杉伯耆守・杉美作入道至秋月表下着之條、從爰元も田北親員・山下長就・臼杵鑑續至彼境御發足、寔千秋萬歳候、然者御對談時宜、聊無相違、早速御成就之儀、奉仰各丹精願書如件、

天文七年三月十八日

〔以下連署名省略〕

とあって、大友分国内の諸鎮守に立願のため千匹犬追物を張行したことがわかる。<sup>(53)</sup>これは大友氏と大内氏の間で筑前国についての和議が持たれるに当たり、その成就を祈願した願書である。先に挙げた毛井村の史料から、天文七年の千匹犬追物張行に際して在地の多大な負担を推察できる。

行事負担の面から「當家年中作法日記」を見ると、犬追物の場合「犬は一府又は諸郷庄ヨリ出申候」と一府又は諸郷庄より犬が集められたとある。一府の用例には「當家年中作法日記」一月四日条に「一府地下人參候」とあり、五月十五日の彌栄神社での祇園会記事に「警護ハ一府政所役也」とある。<sup>(54)</sup>また、天正十年柴田礼能に府内統治を行わせる際宛てた「大友義統条々事書」<sup>(55)</sup>では「一府之内萬寿寺町屋敷之事、無殘所預置候事」と万寿寺町屋敷を一府之内と記述している。一府を府内市中(あるいは市街)に相当する名称と理解すれば、非常に慎重な言い方になるが、犬追物の際に府内市中の犬を狩り集めたと想定できる。<sup>(56)</sup>

一方諸郷庄からの調達経路であるが、大友氏の書札を収録した「當家筆法之抄條々」では、諸郷庄への奉書の項目で

荏隈政所ハ御座役之條、不可有御油断とアリ、其外御ノ字不入候、奉書紙の折紙也、犬追物御座之時者、廿日之犬御催促ノ奉書一通アリ

とあり、府内近郷の荏隈郷政所は、御座役（大友家当主が参加する行事の役負担）を務める郷庄であつたことがわかる。もちろん「犬は一府又者諸郷庄ヨリ出申候」の諸郷庄という言い方は、荏隈郷のみを指すものではないから、毛井村の如く府内周辺にまで犬を求めたことは想像できよう。「廿日之犬」と正月儀式として固定化した段階の犬追物は、大友家当主の臨席を伴うものであり、実質御座役となる正月儀式としての犬追物の際には、催促の奉書を受けた荏隈郷政所が犬を狩り集め、行事を成立させたのである。

弓初も犬追物も、「當家年中作法日記」では到明寺殿（大友義鑑）の代<sup>(59)</sup>に年中行事としての起源を求めてい。そして、行事は大友義鑑の晩年から宗麟の代の初めにかけて退転、廃絶しているのが特徴である。行事廃絶に対し、正月弓初の時は「古老之衆」が「國家之政、不過之候處、斷給以之外之由、古老之衆申候」と反対した。「古老之衆」とは年寄、宿老などの別名から行事廃絶当時の加判衆を指すと考える。

弓初は足利義政時代の年中行事についての故実書「慈照院殿年中行事」<sup>(60)</sup>にも見える、正月十七日に行われていた室町幕府の正式な年中行事であった。応仁の乱以降ほんどの行事が廃絶して行く中でも、永正二年・三年などに何度か行事が復興されている。<sup>(61)</sup>

中央で伝統的な幕府行事が開催困難に陥る中、大友氏は年中行事として弓初を行うようになるが、小笠原氏が弓馬故実書を大友氏に伝授することで、大友氏による幕府行事の再生に権威性を付与することになった。そのことが大友氏にとっては、足

利將軍に由来する行事を、小笠原氏という然るべき筋からの「故実伝授」によって正当に継承し、勢力圏内において再生可能な主体として自らを位置付けることになる。これによつて大友氏は、能動的に行事を開催し、それに伴う負担を求めることが可能になる。鷹狩のように大友氏自体に伝統がある訳でもなく、正式な幕府年中行事ではない犬追物でさえ、その張行を可能にしたのである。

行事廃絶は、それら行事にかかる臨時あるいは恒常的な負担の根拠をも消し去るものであり、行事廃絶当時の加判衆はそれを危惧して年中行事の廃絶に反対していたと言えるのである。

### 結びにかえて—今後の課題—

今回、武家故実の大友氏への導入経路と豊後での武芸行事の展開を見て來たが、大友家への故実伝授では大友家への直接ルート、得永・帶刀家からのルートの二つを指摘した。得永・帶刀家については、故実伝授のキーマンとも言える親盛という人物の比定を保留にした。また大友家以外の諸氏に対する伝授については、田北家等断片的であつたがふれることができた。

毛井村の史料を取り上げて犬追物など行事の準備を追う視点は、行事を裏方側から見て行くというものだつたが、今後新発見史料が採録、紹介されていくことで、行事関連の史料検出量が増えれば、この視点は有用な切り口になると考へている。

今回取り上げた武家故実は弓馬故実に限定していたので、その他の武家故実についてはほとんど触れることができなかつたが、それ程武家故実や年中行事は多岐にわたるのであつて、これからも課題とする。

### 註

- (1) 二木謙一『中世武家の作法』吉川弘文館、一九九九年  
(2) 二木謙一「故実家伊勢氏の成立」『國學院雑誌』六十八―十二、一九六七年、米原正義「武家故実の地方伝播」『國史学』八十二号、

一九七〇年、松尾千歳「島津家武家故実の成立と展開－大追物故実を中心として」『尚古集成館紀要』第四号、一九九〇年、盛本昌広「松平家忠の生活」『日本中世の贈与と負担』校倉書房、一九九七年、平野明夫「戦国織豊期における徳川家の年中行事」所理喜男編「戦国大名から将軍権力へ－転換期を歩く－」吉川弘文館、二〇〇〇年、佐藤博信「『色部氏年中行事』について」『日本歴史』二八八号、一九七二年、矢田俊文「戦国期越後における守護・守護代と都市」一九九三年度日本考古学協会シンポジウム報告集『守護所から戦国城下へ－地方政治都市論の試み－』名著出版、一九九四年、同『日本中世戦国期権力構造の研究』第一章第二節「戦国領主の成立」、塙書房、一九九八年。

(3) 大分市教育委員会・中世都市研究会編『中世大友再発見フォーラム 南蛮都市・豊後府内 都市と交易』、二〇〇一年

(4) 塙地潤一「大友領国内における京都系土師器の分布とその背景」『博多研究会誌』第六号、一九九八年、中井淳史「武家儀礼と土師器」

(5) 『史林』八十三巻三号、二〇〇〇年

(6) 『大分県史』中世篇III「中世末期の二豊文化」、一九八七年、加藤秀幸「武家年中行事中正月規式の座次について」『日本歴史』四一五号、一九八二年、芥川龍男「豊後大友氏と諸芸」『戦国史研究』十一号、吉川弘文館、一九八六年。

(7) 豊後国における蹴鞠の展開－戦国期を中心として－』『史料館研究紀要』第四号、大分県立先哲史料館、一九九九年

(8) 「中世豊後府内の祇園会と大友氏」『時と文化 日本史研究の視座』日本史研究会編、総合出版社歴研、二〇〇〇年

(9) 拙稿「武家故実の地方展開に関する一考察(1)－小笠原家の豊後下向とその契機－」『大分縣地方史』一七八号、二〇〇〇年、前稿脱稿後、山田康弘氏の『戦国期室町幕府と將軍』吉川弘文館、二〇〇〇年に触れた。第三章「文亀・永正期の將軍義澄の動向」では、小笠原氏等、義澄派の人物について考察されている。

(10) 「柳川大友家文書」(五〇七号)『大分縣史料』二十六巻、第四部、諸家文書補遺(2)所収。(以下『大分縣史料』二十六巻とする。)外山幹夫「大友氏の分国法」『大分縣地方史』三十一号、一九六四年も参照。

(11) 『大分縣史料』二十六卷所収(五一、一号)。

(12) 田北学編『増補訂正編年大友史料』三十一』(以下『増補訂正編年大友史料』とする。)

(13) 大友義統書状「大友家文書録三」(一六八六号)『大分縣史料』(33)第二部補遺。(以下「大友家文書録三」『大分縣史料』三十三卷とする。)

(14) 関東後北条氏の史料では、「北条氏綱書状寫」(天文年間推定、『戦國遺文』後北條氏編第一卷、一八八号)があり、

「小笠原兵部少輔殿參」

相州西郡飯泉郷之事、當国御在宿之間進置之候、可被飼御馬候、恐々謹言、

七月七日

北條  
氏綱  
判

と小笠原兵部少輔(元統)に対して領地宛行を行つた文書が残る。「可被飼御馬候」という表現、「恐々謹言」の書止めなど大友氏の「當家筆法之抄條々」にある領地宛行と似た形式となつてゐる。

(15) 「柳川大友家文書」(五〇五号)『大分縣史料』二十六卷所収。

(16) 天文二年、小笠原刑部少輔家の光清に伝授を受けた、志布志の新納忠勝の起請文には、「(前略)若條々偽申候者、奉始梵天帝釋四大天王、惣日本國中六拾餘州大小神祇、別伊豆箱根兩所權現 三嶋大明神 八幡大菩薩 天満大自在天神、部類眷屬可罷蒙神罰冥罰於一身也、仍起請如件」と神名が書かれている。「旧記雜錄前編 二」(二一九五号)『鹿児島県史料』一九八〇年所収。

(17) 『増補訂正編年大友史料』三十』所収(七号)

(18) 『増補訂正編年大友史料』十四』(三十八号)

(19) 「柳川大友家文書」(三七〇号)『大分縣史料』二十六卷

(20) 「柳川大友家文書」(三六九号)『大分縣史料』二十六卷

- (21) 『増補訂正編年大友史料 十四』（一〇二号）
- (22) 『増補訂正編年大友史料 三十』所収（一号）
- (23) 『増補訂正編年大友史料 十四』（二〇一、二〇二号）、「柳川大友家文書」（四九四号）『大分縣史料』二十六卷。
- (24) 『増補訂正編年大友史料 三十』所収（二号）
- (25) 『増補訂正編年大友史料 三十』所収（三号）
- (26) 『増補訂正編年大友史料 三十』所収（五号）
- (27) 『増補訂正編年大友史料 三十』所収（六号）
- (28) 『増補訂正編年大友史料 三十』所収（八号）前稿で徳永加賀守に伝授としたのは筆者の誤記であり、ここに訂正する。
- (29) 『増補訂正編年大友史料 三十』所収（十号）前稿で徳永加賀守に伝授としたのは筆者の誤記であり、ここに訂正する。
- (30) 『増補訂正編年大友史料 三十』所収（十一号）
- (31) 『増補訂正編年大友史料 三十』所収（四号）
- (32) 『増補訂正編年大友史料 三十』所収（七号）
- (33) 「大友松野文書」（二三四号）『大分縣史料』（25）第一部 諸家文書補遺（以下『大分縣史料』二十五卷とする）。松野文書については、甲斐素純「大友祖靈社計画と大友松野文書の行方」『大分縣地方史』一三六号、一九八九年参照。
- (34) 「大友松野文書」『大日本史料』（九篇之十四）所収。『増補訂正編年大友史料 三十』には帶刀三郎左衛門尉宛の同名故実書が伝来する。
- (35) 『増補訂正編年大友史料 三十』所収（九号）
- (36) 年未詳九月二十六日付大友家加判衆連署奉書（第一軸 四号）「平林文書（一）」芥川竜男・福川一徳編校訂『西国武士団関係史料集』二十九、文献出版、一九九八年

- (37) 『増補訂正編年大友史料 三十』所収(十二号)
- (38) 『増補訂正編年大友史料 三十一』所収(七号)
- (39) 「大友松野文書」(二二三五号)『大分縣史料』二十五卷。
- (40) 『増補訂正編年大友史料 十四』(二〇二号)、(四四〇号)。
- (41) 『増補訂正編年大友史料 十四』(四三〇号)、(四四七号)。
- (42) 得永親宣舉状案「工藤隆弘文書」(二八二号)『大分縣史料』(1)第一部 速見諸家文書所収。
- (43) 『群書解題』十六上・下 武家部解題。
- (44) 入田親誠「大友氏家臣」等連署願文「大友家文書録 二」(九三二号)『大分縣史料』(32)第二部補遺(以下「大友家文書録 二」『大分縣史料』三十二卷とする)。
- (45) 芥川竜男・福川一徳編校訂「西国武士団関係史料集」九、文献出版、一九九三年。福川一徳氏による解説参照。
- (46) 年未詳正月十八日小笠原光清書状「中村文書」(四二三三号)『大分縣史料』二十五卷。
- (47) 『増補訂正編年大友史料 三十一』所収(九号)。
- (48) 「就弓馬大概聞書」『群書類從』二十三輯に「弓の長さ七尺五寸なり」とある。
- (49) 年未詳十一月十六日付大友義鑑書状写(第六軸 二十一号)註(36)前掲書所収。
- (50) 年未詳十二月二十三日付大友義鑑書状写(第六軸 二十号)註(36)前掲書所収。
- (51) 「戦国大名大友氏の蔵經營」『大分縣地方史』一六七・一六八合併号、一九九八年
- (52) 『増補訂正編年大友史料 十五』(一八二号)
- (53) 註(44)前掲文書。
- (54) 「當家年中作法日記」『増補訂正編年大友史料 三十一』所収(九号)。

(55) 註(54)前掲書。

(56) 天正十年正月廿二日大友義統条々事書「大友松野文書」(七号)『大分縣史料』二十五卷。

(57) 註(3)前掲書第三章二節「府内と府内古図」において、木村幾多郎氏は一府について町組としての府内の範囲内の事という見解を示している。

(58) 『増補訂正編年大友史料』三十一所収(二号)。

(59) 正月以外にも大友義鑑の代には大追物が行われている。小笠原刑部少輔が参加して行われた記録が、天文八年八月二十四日の日付で残る。

「大友家文書録二」(九七〇号)『大分縣史料』三十二卷。綱文では刑部少輔を澄長とするが、光清が妥当である。

(60) 「慈照院殿年中行事」『続群書類從』二十三輯下

(61) 新訂増補国史大系『後鑑』(義澄將軍記十三)永正二年正月十七日条、(義澄將軍記十四)永正三年正月十七日条に弓始あり。

※ この報告は、別府大学大学院文学研究科に提出した平成十年度修士論文の一部を、その後得た知見を基に加筆したものである。

(大分県公文書館)